

社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の千葉県支部に属する会員（以下「県支部会員」という。）間における相互応援活動及び関東地方支部に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動並びに日本水道協会の他の地方支部（以下「他の地方支部」という。）と関東地方支部との間における相互応援活動に係る千葉県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 千葉県支部内において災害が発生した場合、当該災害に被災した県支部会員は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の県支部会員に対する応援要請
- (2) 都県支部長に対する応援要請
- (3) 他の地方支部長に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、千葉県支部長（以下「県支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を県支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた県支部長は、県支部会員に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、県支部長の要請についてこれを準用する。

- 4 県支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、関東地方支部長又は他の地方支部長へ応援を要請するものとする。
- 5 県支部長は被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、県支部会員に対し応援体制を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 県支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表に掲げる順位により、県支部幹事都市がこの協定における県支部長の事務を代理するものとする。

- 2 県支部幹事都市は、県支部幹事都市である事業体が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理する事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部会員は県支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(応援内容)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援職員の派遣)

第7条 応援の要請を受けた県支部会員は、直ちに応援体制を整え、応援を要請した事業体に協力するものとする。

- 2 応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときには、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、応援を受ける事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援職員の受入)

第8条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援を要請した県支部会員は、応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

(費用負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、原則として、応援を受けた事業者が負担する。ただし、特段の事情がある場合については、応援活動に協力した事業者と応援を受けた事業者が協議して定めることができる。

2 応援を受けた事業者が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援活動に協力した事業者が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第10条 県支部長及び県支部会員は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(連絡協議会の設置)

第11条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長及び県支部幹事都市は、前条の連絡担当者及び連絡担当責任者補助者からなる協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(関東地方支部及び他の地方支部への応援)

第12条 県支部長が都県支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合又は関東地方支部長が他の地方支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合、当該協定に基づき都県支部長又は他の地方支部長から関東地方支部長を通じて県支部長に応援活動の要請があった場合は、この協定に基づく応援活動の例により全面的に協力するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、県支部長及び県支部幹事都市が協議してこれを定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成10年5月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、県支部会員を「甲」とし、県支部長を「乙」として本書56通を作成し、県支部長及び各県支部会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年5月18日

(別表)

順位	地区別幹事名
第 1 順位	千葉地区
第 2 順位	東葛飾地区
第 3 順位	印旛地区
第 4 順位	君津地区
第 5 順位	長生地区
第 6 順位	山武地区
第 7 順位	香取地区
第 8 順位	夷隅地区
第 9 順位	海匝地区
第 10 順位	安房地区

災害時における水道施設の復旧に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と、千葉市上下水道指定工事店協同組合（以下「乙」という。）は、千葉市水道局の管理する導水管、送水管、配水管、給水管（以下「水道施設」という。）における災害時の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の水道施設の復旧工事（以下「工事」という。）を迅速かつ的確に実施するための、基本事項を定めることを目的とする。

（協力の範囲）

第2条 工事の範囲は、水道施設の応急措置、修繕及び復旧資機材の手配とする。

（活動計画の作成）

第3条 乙は、毎年度当初に「千葉市水道局指定給水装置工事事業者名簿」の中から、工事を施工できる者（以下「施工業者」という。）をもって活動計画を作成し、甲に提出するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、水道施設の被害を把握し、工事を施工する必要があるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第5条 甲が、乙に協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、電話等の連絡手段により協力要請することができる。ただし、この場合にあつては、協力要請後、遅滞なく協力要請書を送付するものとする。

（施工業者の選定通知）

第6条 乙は、前条による要請を受けたときは、直ちに、施工業者選定通知書（第2号様式）により、最も適する施工業者を選定し甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、電話等の連絡手段により通知することができる。ただし、この場合にあつては、通知後、遅滞なく施工業者選定通知書を送付するものとする。

（工事の指示等）

第7条 甲は、前条による通知があつた場合は乙に対し工事指示書（第3号様式）により工事を指示するものとする。

2 甲から指示を受けた乙は、請書（第4号様式）を速やかに提出するものとする。

(工事の施工)

第8条 工事の施工にあたっては、甲の「水道工事標準仕様書」、及び「給水装置工事施行指針」等に基づくものとする。

(工事費の支払い等)

第9条 甲は、「設計歩掛」及び「設計単価」等に基づき、工事に要した費用を算定する。

2 甲は、工事に要した費用の支払いについては、「千葉県水道局契約規程（昭和50年1月1日 水道局規程第15号）」に基づく手続きにより行うものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日迄とする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙共に異議が無いときは、期間満了の日から起算して1年間更新されたものとし、以降も同様とする。

(実施細目)

第11条 実施細目については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 2月28日

千葉市上下水道指定工事店協同組合

理事長 様

千葉市長

協力要請書

災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第5条の規定により、下記場所の復旧工事の協力要請を行います。

併せて、施工業者の選定を要請します。

記

工事場所	
工事概要	
備考	

千 葉 市 長
様

千葉市上下水道指定工事店協同組合

理事長

施 工 業 者 選 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで協力要請のありました復旧工事については承諾しました。つきましては、災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第6条の規定により、下記施工業者を選定したので通知します。

記

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____

所 在 地 _____

連 絡 先 _____

千葉市上下水道指定工事店協同組合

理事長 様

千葉市長

工事指示書

災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第7条1項の規定により、下記場所の復旧工事を指示する。

記

工事場所	
工事概要	
備考	

千 葉 市 長
様

千葉市上下水道指定工事店協同組合

理事長

請 書

災害時等における水道復旧活動に関する協定第7条1項の規定により、平成 年
月 日付けで指示のありました下記復旧活動については、同条2項の規定により
請書を提出します。

記

活 動 項 目	活 動 内 容

「災害時における水道施設の復旧に関する協定」の一部を変更する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と協同組合千葉市管工事業協会（以下「乙」という。）とは、甲と乙とが平成18年2月28日締結した「災害時における水道施設の復旧に関する協定」の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（乙名称の変更）

1. 現協定書中「千葉市上下水道指定工事店協同組合」を「協同組合千葉市管工事業協会」に改める。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する

令和元年11月 1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市中央区中央港二丁目5番14号
協同組合千葉市管工事業協会
代表理事 伊原 寛

第1号様式（第5条）

令和 年 月 日

協同組合千葉市管工事業協会
代表理事 様

千葉市長

協 力 要 請 書

災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第5条の規定により、下記場所の復旧工事の協力要請を行います。

併せて、施工業者の選定を要請します。

記

工 事 場 所	
工 事 概 要	
備 考	

第2号様式（第6条）

令和 年 月 日

千葉市長

様

協同組合千葉市管工事業協会
代表理事 様

施 工 業 者 選 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで協力要請のありました復旧工事については承諾しました。つきましては、災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第6条の規定により、下記施工業者を選定したので通知します。

記

会 社 名

代表者名

所 在 地

連 絡 先

第3号様式（第7条1項）

令和 年 月 日

協同組合千葉市管工事業協会
代表理事 様

千葉市長

工 事 指 示 書

災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第7条1項の規定により、下記場所の復旧工事を指示する。

記

工 事 場 所	
工 事 概 要	
備 考	

第4号様式（第7条2項）

平成 年 月 日

千葉市長

様

協同組合千葉市管工事業協会
代表理事 様

請 書

災害時等における水道復旧活動に関する協定第7条1項の規定により、令和 年
月 日付けで指示のありました下記復旧活動については、同条2項の規定により請書を提出します。

記

活 動 項 目	活 動 内 容

千葉県水道災害相互応援協定

平成 7 年 11 月 2 日締結

平成 23 年 3 月 31 日変更

平成 24 年 3 月 30 日変更

平成 26 年 9 月 30 日変更

平成 30 年 11 月 30 日変更

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害（以下「水道災害」という。）が発生した場合及び水道災害のおそれがある場合において、千葉県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに芝山町（以下「事業者等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 水道災害が発生した場合及び水道災害のおそれがある場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領（以下「対処要領」という。）」の水道災害時の通報連絡体制（以下「連絡体制」という。）による。

(応 援)

第3条 被災事業者等が、他の事業者等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業者等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業者等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災事業者等が、県に応援を要請しようとするときは、対処要領に定める様式により防災ファクス等を用いて要請を行うものとする。また、被災事業者等の判断により県を通さず応援要請を行った場合は事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業者等が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出
- (4) 水質検査
- (5) 県、被災事業者等、応援事業者等の中で協議により定める応援活動

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水にあたっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の中で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を対処要領に定める様式により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援態勢)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(受援態勢)

第9条 受援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 受援事業体等は、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、次のとおりとする。

(1) 経費の負担区分は、別表のとおりとする。

(2) 諸手当及び旅費については、応援事業体等の諸規定に基づき算定するものとする。

(3) 工事請負費は、応援事業体等の算定基準等により算定するものとする。

なお、工事請負費の算定にあたっては、応援事業体等が、地理的要件、気候的要件に加え、作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件（工事の規模、所要日数等）等を十分考慮しながら、実情に応じて適正に行うものとする。

(4) 前2号以外の経費の算定については、実費によるものとする。

(5) 応援事業体等が、法令等の規定に基づき、国や地方公共団体等から応援に要した経費の補填を受けた場合には、応援経費総額から補填額を差し引いた残りの額を受援事業体等の負担とする。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

別表 (第10条第1項)

	受援事業体等が負担する経費	応援事業体等が負担する経費
人件費等	時間外勤務手当 特殊勤務手当 休日勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費 (日当含む)	給料 地域手当等基本的な手当
管材料費	継ぎ手 直管等	
工事請負費	工事請負費 (材料費、労務費、 機械器具損料、諸経費等)	
車両、機材等の 費用	燃料費 (ガソリン、軽油) 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費 (弁当) 宿泊費 (仮設ハウス設置費用、 ホテル等宿泊費)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服 (防寒服・割当のない職員 分・クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的 な治療費 第三者に対する損害賠償金の 負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費「出張中の 公務災害」 第三者に対する損害賠償金の 負担「受援事業体等への往復途 上」

この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月30日

甲

千葉県水道事業管理者
千葉県水道局長

岡 本 和 貴

千 葉 市 長

熊 谷 俊 人

市原市水道事業管理者

石 井 賢 二

松戸市水道事業管理者

戸 張 武 彦

野田市水道事業管理者

斉 藤 弘 美

習志野市企業管理者

若 林 一 敏

柏市水道事業管理者

吉 川 正 昭

流山市上下水道事業管理者

志 村 誠 彦

八千代市事業管理者

高 橋 次 男

我孫子市水道事業管理者
水道局長

長 塚 九 二 夫

木 更 津 市 長

渡 辺 芳 邦

君 津 市 長

石 井 宏 子

富 津 市 長

高 橋 恭 市

袖 ヶ 浦 市 長

出 口 清

成 田 市 長

小 泉 一 成

佐倉市上下水道事業管理者

椎 名 哲

四 街 道 市 長

佐 渡 齊

八 街 市 長

北 村 新 司

酒 々 井 町 長

小 坂 泰 久

富 里 市 長

相 川 堅 治

印 西 市 長

板 倉 正 直

白 井 市 長

伊 澤 史 夫

長門川水道企業団企業長

岡 田 正 市

香 取 市 長

宇 井 成 一

神 崎 町 長

石 橋 輝 一

多 古 町 長

所 一 重

銚子市長

越川信一

旭市長

明智忠直

東庄町長

岩田利雄

八匝水道企業団企業長

太田安規

山武郡市広域水道企業団企業長

金坂昌典

長生郡市広域市町村圏組合管理者

田中豊彦

山武市長

松下浩明

勝 浦 市 長

猿 田 寿 男

鴨 川 市 長

亀 田 郁 夫

大 多 喜 町 長

飯 島 勝 美

い す み 市 長

太 田 洋

御 宿 町 長

石 田 義 廣

南 房 総 市 長

石 井 裕

鋸 南 町 長

白 石 治 和

三芳水道企業団企業長

金 丸 謙 一

九十九里地域水道企業団企業長

田 中 豊 彦

北千葉広域水道企業団企業長

飛 山 利 夫

東総広域水道企業団企業長

越 川 信 一

君津広域水道企業団企業長

渡 辺 芳 邦

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者

巖 和 雄

南房総広域水道企業団企業長

太 田 洋

芝 山 町 長

相 川 勝 重

乙

千 葉 県 知 事

鈴 木 栄 治

災害時における専用水道の使用に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社幕張テクノガーデン（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時における専用水道の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲が被災した市民の援助その他応急措置として緊急に飲用水・生活用水が必要になった場合に、乙が保有する専用水道の地下水（以下「地下水」という。）を甲に供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（専用水道施設の所在地）

第2条 この協定における地下水を供給する施設は、別表1に定めるとおりとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に基づき、地下水の使用が可能で業務等に支障のない範囲において地下水の供給について協力するものとする。

2 乙は、甲から乙の施設において市民等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所及び人員等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、市民等へ地下水を供給するものとする。

3 乙は、甲から甲が指定する給水車等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所及び人員等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、給水車等へ地下水を供給するものとする。

4 地下水の市民等の第三者への供給はすべて甲の責任で行い、地下水の供給に関して事故等が生じた場合であっても、乙が通常の管理（自己のものと同様の管理）をしている限り、乙は責任を負わないものとする。

（協力要請）

第4条 甲の乙に対する協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請を行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（供給期間）

第5条 地下水の供給期間は、甲の要請する日から、公的水道の復旧等により、甲が給水の必要がないと判断するまでの間を原則とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用負担)

第6条 地下水の供給に要する費用は甲が負担するものとし、その金額については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は地下水の供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとし、連絡先及び連絡責任者の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月16日

別表1（第2条関係）

施設（井戸）の所在地	千葉市美浜区中瀬1丁目3番地
施設の深度	掘削震度120m,井戸ポンプ位置16m
汲み上げ方法	口径25A・出力3.7kwの水中ポンプ×2台

災害時における専用水道の使用に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時における専用水道の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲が被災した市民の援助その他応急措置として緊急に飲用水・生活用水が必要になった場合に、乙が保有する専用水道の地下水（以下「地下水」という。）を甲に供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（専用水道施設の所在地）

第2条 この協定における地下水を供給する施設は、別表1に定めるとおりとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に基づき、地下水の使用が可能で業務等に支障のない範囲において地下水の供給について協力するものとする。

2 乙は、甲から乙の施設において市民等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、市民等へ地下水を供給するものとする。

3 乙は、甲から甲が指定する給水車等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、給水車等へ地下水を供給するものとする。

4 地下水の市民等の第三者への供給はすべて甲の責任で行い、地下水の供給に関して事故等が生じた場合であっても、乙が善良な管理をしている限り、乙は責任を負わないものとする。

（協力要請）

第4条 甲の乙に対する協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請を行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（供給期間）

第5条 地下水の供給期間は、甲の要請する日から、公的水道の復旧等により、甲が給水の必要がないと判断するまでの間を原則とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用負担)

第6条 地下水の供給に要する費用は甲が負担するものとし、その金額については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は地下水の供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとし、連絡先及び連絡責任者の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月16日

別表1（第2条関係）

施設（井戸）の所在地	千葉市花見川区幕張町4丁目417番地25 イトーヨーカドー幕張店
施設（井戸）の深度	100m
汲み上げ方法	口径25A・出力3.7kwの水中ポンプ

施設（井戸）の所在地	千葉市中央区川崎町52番地7 イトーヨーカドー蘇我店・アリオ蘇我店
施設（井戸）の深度	1本目 103m 2本目 104m
汲み上げ方法	1本目 口径25A・出力3.7kwの水中ポンプ 2本目 口径25A・出力1.5kwの水中ポンプ

災害時における物資の自動車輸送に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、千葉市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、応援を行う場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資（以下「物資」という。）の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、乙に対し物資の輸送を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がない限り、要請を拒んではならない。

(報告)

第5条 乙は、物資の輸送業務を終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 物資の輸送のために要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

(連絡調整)

第7条 甲及び乙は、災害時における物資の円滑な輸送を行うため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 物資の集積場所、輸送拠点、輸送すべき場所等輸送場所に関する事項
- (2) 物資の輸送に従事できる人員及び使用できる車両に関する事項

(訓練)

第8条 甲は乙と協議の上災害時における物資の輸送に関する計画を策定し、

(補則)

第11条 この協定に定めるもののほか、実施に必要な事項は、甲及び乙は協議のうえ実施細目により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成10年6月**30**日

災害時における物資の自動車輸送に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、千葉市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、応援を行う場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資（以下「物資」という。）の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、乙に対し物資の輸送を要請することができる。この場合において、乙は

(報告)

第5条 乙は、物資の輸送業務を終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 物資の輸送のために要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

(連絡調整)

第7条 甲及び乙は、災害時における物資の円滑な輸送を行うため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 物資の集積場所、輸送拠点、輸送すべき場所等輸送場所に関する事項
- (2) 物資の輸送に従事できる人員及び使用できる車両に関する事項

(訓練)

(補則)

第11条 この協定に定めるもののほか、実施に必要な事項は、甲及び乙は協議のうえ実施細目により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成10年6月30日

災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の保管等にかかる協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の保管等にかかる協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する物資の保管等の内容は、次のとおりとする。

（1）物資集積場所の提供

市施設に開設する物資集積場所のスペースが不足したとき、救援物資及び調達物資等の一時的な集積場所として、乙の倉庫を提供する。

（2）物流専門家等の派遣

物資集積場所を開設した市施設及び乙の会員の倉庫において、物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物流専門家及び作業員を派遣する。

（3）荷役資機材の提供

物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。

（協力の要請）

第3条 甲は、物資の保管等について、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合において、速やかに協力できるよう、会員との連絡体制等を整備するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請に基づき、物資の保管等を実施したときは、甲に対して、文書により実施内容を報告するものとする。

(費用負担)

第6条 協力要請に基づき、乙が実施した物資の保管等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資集積場所の提供に係る費用は、災害発生直近における標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 物流専門家等の派遣及び荷役資機材の提供に要した費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、保管料等を一括して請求するものとする。

5 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し保管料等を支払わなければならない。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉県消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の規定により対処する。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(実施細目)

第10条 指示命令系統の統一方法、物流専門家の職務内容、協力体制等、この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上別に定める。

(準用)

第11条 この協定に定めのない事項については、「標準倉庫寄託約款（乙）」を準用するものとし、甲乙協議の上、対応するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月1日

災害時の物流に係る協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社千葉支店（以下「乙」という。）は、災害時の物流に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物流に係る協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する物流に係る協力の内容は、次のとおりとする。

（1）人員の派遣

物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物資集積場所を開設した市施設及び災害対策本部に、必要に応じて人員を派遣する。

（2）荷役資機材の提供

物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。

（3）物資集積場所の提供

市施設に開設する物資集積場所のスペースに不足が生じたときなど、救援物資等の一時的な集積場所として、乙の物流ターミナル施設（習志野市茜浜）を提供する。

ただし、該当ターミナルが使用不能となった場合は、可能な限り、代替施設を確保できるよう努力する。

（4）救援物資等の輸送（物資の積み下ろしを含む。）

ア 甲の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送する。

イ 甲の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送する。

（協力の要請）

第3条 甲は、物流に係る協力について、乙の支援が必要と認めたときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、物流に係る協力を実施したときは、甲に対して、文書により実施内容を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 協力要請に基づき、乙が実施した物流に係る協力等に要した費用は、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、一括して請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し費用を支払わなければならない。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉市消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の規定により対処する。

(防災訓練等)

第8条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議に参加するものとする。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市中央区今井1丁目14番22号
日本通運株式会社 千葉支店
支 店 長 植 森 彰

災害時における物資の輸送に係る協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社千葉主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の輸送に係る協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する物資の輸送の内容は、次のとおりとする。

（1） 備蓄物資及び救援物資の輸送（物資の積み下ろしを含む。）

ア 甲の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送する。

イ 甲の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送する。

（協力の要請）

第3条 甲は、物資の輸送について、乙の支援が必要と認めたときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、物資の輸送の業務が終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲からの要請に基づき、乙が実施した物資の輸送に要した費用負担は、次のとおりとする。

（1） 備蓄物資及び救援物資の輸送に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

（防災訓練等）

第6条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議に参加するものとする。

（第三者の損害が生じたときの措置）

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉市消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の規定により対処する。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年4月3日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市花見川区犢橋町1676-1
ヤマト運輸株式会社千葉主管支店
支 店 長 中 村 良 一

災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉 千葉セントラル局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千葉市に「千葉市地域防災計画」が扱う対象とする地震、津波、風水害又は大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・

乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

(経費の負担)

第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

(服務)

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

(災害補償)

第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(車両保険の取り扱い)

第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

(連絡担当者)

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) 「協力体制に関する報告書」に基づく、別表第1に掲げる乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供
- (4) その他災害時に協力が必要な事項

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月17日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千葉市長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市中央区問屋町1番35号
株式会社ジェイコム千葉 千葉セントラル局
局長 荒 木 節 夫

大規模災害時における物流に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人AZ - COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、大規模災害時における物資及び荷役資機材の輸送、荷役作業並びに物流施設提供等の物流に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物流に関する協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が、乙に要請する物流に関する協力の内容は、次のとおりとする。

1 物資の輸送（積み下ろしを含む。）

- （1）甲の設置する物資集積場所から指定避難所等へ、救援物資を輸送する。
- （2）甲の備蓄倉庫から指定避難所等へ、備蓄物資を輸送する。
- （3）その他甲が指定する場所間において、物資を輸送する。

2 人員の派遣

物資の保管、輸送、荷役等の協力をするため、甲が指定する場所（物資集積場所、指定避難所等）に人員を派遣する。

3 荷役資機材の提供及び輸送

物資集積場所において、物資の荷役を円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。

また、甲が別途調達した荷役資機材等について、甲が指定する物資集積場所に輸送する。

4 物流施設の提供

乙は、甲からの要請に基づき、可能な範囲で物流施設を確保し提供する。

（協力の要請）

第3条 甲は、物流に係る協力について、支援が必要と認めるときは、乙に対し、別に定める「協力要請書」により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、物流に係る協力を実施したときは、甲に対して、別に定める「協力実施報告書」により実施内容を報告するものとする。

(費用負担)

第5条 協力要請に基づき、乙が実施した物流に係る協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、災害発生直前における乙の通常の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 本協定に基づく協力を要した費用は、乙が請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、乙に対し費用を支払うものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第8条 物資の輸送業務中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉県消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の規定により対処する。

(防災訓練等)

第9条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議等に参加するものとする。

(協定の改定)

第10条 この協定は、甲、乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲、乙が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 和佐見 勝

第3条様式

年 月 日

協力要請書

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 様

千葉市長

「大規模災害時における物流に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり協力要請
します。

要 請 日 時	年 月 日 時 分
要 請 内 容	
協 力 要 請 数 (人的・物的)	
要 請 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特 記 事 項	

【連絡担当者】

所 属：千葉市 課 担 当：
電話番号：043- - FAX番号：043- -
メールアドレス： @city.chiba.

第4条様式

年 月 日

協力実施報告書

千葉市長 様

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長

年 月 日付で要請のありました協力事項について、下記のとおり実施しましたので「大規模災害時における物流に関する協定書」第4条に基づき報告します。

協力実施日時	年 月 日 時 分
協力内容	
協力実施数 (人的・物的)	
協力期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特記事項	

【連絡担当者】

所 属：一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

担 当：

電話番号：03- - FAX番号：03- -

メールアドレス： @

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「甲」という。）と 以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

- 2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

締結年月日	締結先一覧
H17. 8. 31	(株) am/pm ジャパン
	(株) サークルKサンクス
	(株) スリーエフ
	(株) セブン-イレブン・ジャパン
	(株) デイリーヤマザキ
	(株) ファミリーマート
	ミニストップ (株)
	(株) 吉野家ディー・アンド・シー
	(株) ローソン
H17. 9. 22	国分グローサースチェーン (株)
	(株) ココストア
	(株) ポプラ
	山田食品産業 (株)
H20. 6. 11	(株) モスフードサービス
H21. 8. 27	(株) 九九プラス
H22. 8. 20	(株) 壺番屋
H25. 3. 11	(株) ダスキン

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （3） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

締結年月日	締結先一覧
H19. 2. 8	ロイヤル (株)
	ロイヤルカジュアルダイニング (株)
	(株) ドゥ・レストランツ・ファン
H19. 9. 1	(株) セブン&アイ・フードシステムズ
H20. 11. 21	アールアンドケーフードサービス (株)
H23. 6. 20	ワタミ (株)
	チムニー (株)
H23. 9. 1	(株) 第一興商
	(株) ビーアンドブイ
H24. 8. 31	(株) サガミチェーン
	味の民芸フードサービス (株)
H24. 9. 19	埼玉県カラオケ業防犯協力会
	千葉県カラオケ事業者防犯協会
	東京カラオケボックス事業者防犯協力会
	神奈川県カラオケボックス協会
H24. 12. 1	サトレストランシステムズ (株)
H25. 3. 11	タリーズコーヒージャパン (株)
H25. 10. 8	(株) ストロベリーコーンズ
H25. 12. 26	ロイヤルホールディングス (株)
H26. 11. 6	(株) オートボックスセブン

災害時における施設等の提供協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所（以下「乙」という。）とは、災害時における施設等の提供協力の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、交通の途絶のため容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（開放施設）

第2条 乙は、千葉国道事務所1階の一部（55㎡）を滞在（休憩）場所とし、開放する。

（支援内容）

第3条 地震、風水害等の災害時に、乙は第2条に定める施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として乙の施設の利用が可能な範囲で、次の事項について帰宅困難者への支援を行うものとする。

- (1) 滞在（休憩）場所の提供
- (2) トイレ及び水道水の提供
- (3) 飲料水、食料、ブランケット等の支援物資の提供
- (4) 周辺の被害状況、道路状況及び鉄道の運行状況等の情報提供

（支援要請）

第4条 乙は、甲が口頭、電話、電子メール等による帰宅困難者受入れを要請し、乙の判断による施設の安全を確認した後、受入れを開始するものとする。

なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

2 乙は、帰宅困難者の受入れを困難と判断した場合には、その旨を甲に連絡するものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れを行ったときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄等、乙の負担で受入れのための環境整備に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用により甲が負担すべき経費
- (2) その他甲乙協議により甲が負担すべき経費

(支援期間)

第7条 この協定に基づく支援期間は、最長で発災後3日間(72時間)の運営を標準とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

なお、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成26年12月1日から効力を有するものとし、甲乙いずれからか協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月1日

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と医療法人社団誠馨会千葉中央看護専門学校（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設への帰宅困難者の一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2）一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3）施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第 3 条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設の一部について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合には、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し、運営すること。
- (2) 甲が用意する飲料水、食料、毛布等の備蓄品を、帰宅困難者に提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第 10 条 乙が第 5 条第 1 項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2 乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、原則として甲が負担するものとする。

(訓練)

第 11 条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

(支援)

第 12 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、支援を行うものとする。

(有効期限と見直し)

第 13 条 この協定の有効期限は協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとし、有効期限の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 10 月 21 日

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設への帰宅困難者の一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが不明な場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2）一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3）施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第 3 条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設の一部について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第 6 条 乙が一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合には、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第 5 条第 1 項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し、運営すること。
- (2) 甲が用意する飲料水、食料、毛布等の備蓄品を、帰宅困難者に提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第 7 条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第 8 条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第 9 条 乙は第 6 条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第 10 条 乙が第 5 条第 1 項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。その際、その損害が乙の責によらない場合においては、乙は一切の責任を負わないものとする。

2 乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、原則として甲が負担するものとする。

(訓練)

第 11 条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

(支援)

第 12 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、支援を行うものとする。

(有効期限と見直し)

第 13 条 この協定の有効期限は協定締結の日から一年間とし、有効期限の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 2 月 1 日

甲 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

乙 東京都墨田区両国 2 丁目 10 番 14 号
株式会社 ルネサンス
代表取締役 吉田正昭

災害発生時における本部棟施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社千葉銀行（以下「乙」という。）は、千葉市内で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下、このような場合を「災害が発生した場合」という。）における乙の本部棟（第2条で定める。）施設の提供協力の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲が行う災害対策に対する、乙の協力内容等について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、次の各号による。

- （1）本部棟 千葉市中央区千葉港1番2号に所在する乙の本部棟
- （2）帰宅困難者 災害が発生した場合において、交通の途絶のため、容易に帰宅することが出来ない者
- （3）防災関係機関の職員 災害が発生した場合、対応にあたる甲の職員や国・県等からの応援職員

（協力の範囲）

第3条 乙の協力は、次の各号に掲げる内容とする。

- （1）帰宅困難者の一時的な滞在を目的とした、本部棟施設の一部の提供及び帰宅困難者への支援
- （2）防災関係機関の職員のための休憩場所の提供

（被害情報の収集・伝達）

第4条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

- 2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

（一時滞在施設としての本部棟の提供）

第5条 乙は、甲の要請にもとづき、帰宅困難者に対して、一時的な滞在施設として、乙において利用可能かつ安全を確認した本部棟の一部（以下「一時滞在施設」という。）を提供するものとする。

- 2 乙は、前項にもとづき一時滞在施設を提供する場合、次の事項についての帰宅困難者への支援を、利用可能な範囲で行うものとする。
 - （1）帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ
 - （2）トイレ、水道水、情報及び冷暖房の提供
 - （3）飲料水、食料、アルミ毛布、簡易トイレ等の支援物資の提供
 - （4）トイレ及びごみの処理等の衛生管理
 - （5）周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供
- 3 一時滞在施設の提供及び帰宅困難者に対する支援の期間は、原則として帰宅困難者の受入れ開始から3日間とする。

（防災関係機関の職員向け休憩場所としての本部棟の提供）

第6条 乙は、甲の要請にもとづき、防災関係機関の職員の休憩場所として、乙において利用可能かつ安全を確認した本部棟の一部（以下「防災関係機関職員休憩場所」という。）を提供するものとする。

- 2 前項の提供期限は、防災関係機関の職員の対応状況等を踏まえ、甲及び乙が別途協議して定める。

(協力の要請)

第7条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対して第5条及び第6条に掲げる協力を要請する必要があるものと判断した場合、電話連絡等可能な連絡手段で乙に通知するものとする。

(協力の実施)

第8条 乙は、甲から前条にもとづく要請を受けた場合、乙における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲で協力するものとする。

2 乙が第5条及び第6条にもとづき提供する一時滞在施設及び防災関係機関職員休憩場所（以下「本部棟提供施設」という。）は、乙があらかじめ指定した区画とし、収納可能人数は乙において定める。

(受入解除)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、本部棟提供施設を閉鎖し、帰宅困難者及び防災関係機関職員の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙が、非常用電源の燃料枯渇や支援物資の欠乏等の理由により、一時滞在施設としての運用が困難と判断した場合
- (3) 乙が、本部棟提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断した場合
- (4) その他、合理的な理由により、乙が本部棟提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

(損害)

第10条 乙が提供した一時滞在施設又は防災関係機関職員休憩場所において、帰宅困難者又は防災関係機関の職員により損害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、甲及び乙は協議により対応を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙が対応を決定するものとし、対応の内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 乙は、帰宅困難者の受入に必要な物資の備蓄等、乙の負担で受入のための環境整備に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 災害救助法及び関係法令の適用を受ける費用
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担することとした費用

(訓練等)

第12条 乙は、災害が発生した場合に、第4条から第6条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、甲が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第13条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定の発効)

第14条 本協定は、令和元年6月4日から効力を発するものとする。

(有効期限)

第 15 条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。有効期限満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月4日

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人全国市町村研修財団市町村職員中央研修所（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設への帰宅困難者の一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがいい場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2）一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3）施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第 3 条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設の一部について、一時滞在施設として提供することに合意する。

2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、乙の同意を得て公表することができるものとする。

（開設の要請）

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第 6 条 乙が一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合には、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第 5 条第 1 項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し、運営すること。
- (2) 甲が用意する飲料水、食料、毛布等の備蓄品を、帰宅困難者に提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第 7 条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第 8 条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第 9 条 乙は第 6 条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第 10 条 乙が第 5 条第 1 項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2 乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、原則として甲が負担するものとする。

(訓練)

第 11 条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

(支援)

第 12 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、支援を行うものとする。

(有効期限と見直し)

第 13 条 この協定の有効期限は協定締結の日から一年間とし、有効期限の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 8 月 3 0 日

災害時等における施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と学校法人青淵学園 東都大学（以下「乙」という。）は、千葉市内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の所有する施設（第2条で定める）の提供及び運営に関する協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に対する、乙の協力内容等について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、次の各号による。

- （1）乙の所有する施設 千葉市美浜区ひび野1丁目1に所在する東都大学の施設内の以下に掲げる区画
 - ・東館1階 ラウンジ・エントランスホールの一部
 - ・体育館
- （2）帰宅困難者 災害時等において、交通の途絶のため、容易に帰宅することが出来ない者
- （3）防災関係機関の職員 災害時等において、対応にあたる甲の職員や国・県等からの応援職員

（協力の範囲）

第3条 乙の協力は、次の各号に掲げる内容とする。

- （1）帰宅困難者の一時的な滞在を目的とした、乙の所有する施設の提供及び帰宅困難者への支援
- （2）防災関係機関の職員のための休憩場所の提供

（被害情報の収集・伝達）

第4条 甲及び乙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

- 2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時等に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

（一時滞在施設としての乙の所有する施設の提供）

第5条 乙は、甲の要請にもとづき、帰宅困難者に対して、一時的な滞在施設として、乙において利用可能かつ安全を確認した乙の所有する施設の一部（以下「一時滞在施設」という。）を提供するものとする。

- 2 乙は、前項にもとづき一時滞在施設を提供する場合、次の事項についての帰宅困難者への支援を、利用可能な範囲で行うものとする。

- （1）帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ
- （2）トイレ、水道水及び冷暖房の提供
- （3）飲料水、食料、アルミ毛布、簡易トイレ等の支援物資の提供
- （4）トイレ及びごみの処理等の衛生管理
- （5）周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供

- 3 一時滞在施設の提供及び帰宅困難者に対する支援の期間は、原則として帰宅困難者の受入れ開始から3日間とする。

(防災関係機関の職員向け休憩場所としての乙の所有する施設の提供)

第6条 乙は、甲の要請にもとづき、防災関係機関の職員の休憩場所として、乙において利用可能かつ安全を確認した乙の所有する施設の一部（以下「防災関係機関職員休憩場所」という。）を提供するものとする。

2 前項の提供期限は、防災関係機関の職員の対応状況等を踏まえ、甲及び乙が別途協議して定める。

(協力の要請)

第7条 甲は、災害時等において、乙に対して第5条及び第6条に掲げる協力を要請する必要があるものと判断した場合、電話連絡等可能な連絡手段で乙に通知するものとする。

(協力の実施)

第8条 乙は、甲から前条にもとづく要請を受けた場合、乙における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲で協力するものとする。

2 乙が第5条及び第6条にもとづき提供する一時滞在施設及び防災関係機関職員休憩場所（以下「提供施設」という。）は、乙があらかじめ指定した区画とし、収納可能人数は甲及び乙の協議により定める。

(受入解除)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、帰宅困難者及び防災関係機関職員の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙が、非常用電源の燃料枯渇や支援物資の欠乏等の理由により、一時滞在施設としての運用が困難と判断した場合
- (3) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断した場合
- (4) その他、合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

(損害)

第10条 提供施設において、帰宅困難者又は防災関係機関の職員により損害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、甲及び乙は協議により対応を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙が対応を決定するものとし、対応の内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 乙は、帰宅困難者の受入に必要な物資の備蓄等、乙の負担で受入のための環境整備に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 災害救助法及び関係法令の適用を受ける費用
- (2) その他、甲及び乙の協議により甲が負担することとした費用

(訓練等)

第12条 乙は、災害時等において、第4条から第6条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、甲が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第 13 条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び疑義については、別途協議の上定めるものとする。

(協定の発効)

第 14 条 本協定は、令和 2 年 3 月 6 日から効力を発するものとする。

(有効期限)

第 15 条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。有効期限満了日の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 6 日

千葉市（以下「甲」という。）、千葉三菱コルト自動車販売株式会社（以下「乙1」という。）、総武三菱自動車販売株式会社（以下「乙2」という。以下両販売会社を併せて「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市内において、災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 丙は、第1項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

3 乙は、甲から丙に対する第1項の規定により要請があったときは、災害による二次被害等の危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 甲は、乙が電動車両等を貸与可能である旨の第1項に規定する連絡を受けた後、乙に対し、電動車両等の貸与について貸与要請書（様式1号）を提出するものとする。

また、甲は、第2項で規定する場合で市域外所在の電動車両等の貸与を要請するときは、丙に対し、電動車両等の貸与について貸与要請書（様式1号）を提出するものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第4項前段の規定による要請書の提出を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

丙が前条第4項後段の規定により要請書の提出を受けた場合も、同様とする。

2 乙または丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡した上で、貸与報告書(様式2号)を提出するものとする。

3 乙または丙は、甲に対し、前項の規定により、貸与報告書を提出するにあたり、電動車両等の使用の条件を指示することができる。

(使用上の留意事項)

第5条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、千葉市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(貸与期間)

第6条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。

ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第7条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自賠責保険又は任意保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第10条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡

し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用について保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第 11 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（電動車両等の管理）

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 7 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡担当部署等報告書（様式 3）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 4 通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 7 月 3 1 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

乙 1 千葉県千葉市美浜区新港 179 番地
千葉三菱コルト自動車販売株式会社
代表取締役社長 三橋 重光

乙 2 千葉県千葉市中央区問屋町 5 番 26 号
総武三菱自動車販売株式会社
代表取締役会長 加藤 末昭

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

電気自動車を活用した災害連携協定

千葉市（以下「甲」という。）と千葉日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）、日産プリンス千葉販売株式会社（以下「乙2」という。）及び株式会社日産サテリオ千葉（以下「乙3」といい、乙1、乙2及び乙3と総称して以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電気自動車による避難所等への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所、福祉施設等被災者や要配慮者が利用する施設（以下、「避難所等」という。）において、電気自動車を避難所等が停電した際の非常用電源として活用し、避難所等の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。なお、甲、乙及び丙は、この協定に定めのない細目について、別に定めることができる。

（電気自動車の貸与要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、避難所等が停電した時において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する別紙（第1号様式）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

2 貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況および避難所等の電力復旧時期等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

（供給電力）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

3 貸与中に再充電を行う場合は、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。それ以外のときは、原則として甲が負担する。

(電気自動車の移動)

第6条 電気自動車による乙の営業所（乙による電気自動車の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行い、原則として甲が行うものとする。

(管理)

第7条 甲が、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決める。

(故障等の対応)

第8条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲と乙間で協議するものとする。

(返却)

第9条 甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲と乙が双方協議して決めることとする。

(技術的支援)

第10条 甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

(外部給電器の使用上の注意)

第11条 甲は、外部給電器を電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(連絡調整)

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ別紙（第2号様式）「連絡調整者名簿」（以下「名簿」という。）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は名簿により指定する者に変更があった場合は、名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第14条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の1箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年9月8日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

乙1 千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役社長

乙2 千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号
日産プリンス千葉販売株式会社
代表取締役社長

乙3 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番21号
株式会社日産サテリオ千葉
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島1-1-1
日産自動車株式会社
理事

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書

千葉県

千葉トヨタ自動車株式会社

ネットトヨタ千葉株式会社

株式会社トヨタレンタリース新千葉

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの 電力供給の協力に関する協定書

千葉市(以下「甲」という。)と千葉トヨタ自動車株式会社、ネットトヨタ千葉株式会社及び株式会社トヨタレンタリース新千葉(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、千葉市内において災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

(外部給電可能な車両の種類)

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 非常時給電システム付きハイブリッド自動車
- (2) AC 外部給電システム付きプラグイン・ハイブリッド自動車
- (3) DC 外部給電システム付き燃料電池自動車

(協力の要請と協力内容)

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面(様式第1号)で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内の関係企業や、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。
- 4 前項までの、甲による要請等に対する乙の窓口・とりまとめについては、千葉トヨタ自動車株式会社が務める。

(外部給電可能な車両の引渡し)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

(貸与期間)

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から5日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡しした場合は、甲に対し速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期、返却方法及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自賠責保険又は任意保険(以下、「自動車保険」という。)が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次の各号のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、千葉市内で使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告し、甲及び乙で対応を協議する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面(様式第3号)、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関

する情報を、適宜、乙に提供する。

(訓練等)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年10月22日

甲:千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市
市長

乙:千葉市中央区登戸2丁目2番7号

千葉トヨタ自動車株式会社

ネットトヨタ千葉株式会社

株式会社トヨタレンタリース新千葉

代表取締役社長

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力要請書

千葉トヨタ自動車株式会社 様

千葉市

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	千葉市担当者 (連絡先・職氏名)
1		自: 月 日 至: 月 日		
2		自: 月 日 至: 月 日		
3		自: 月 日 至: 月 日		
4		自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

千葉市 様

千葉トヨタ自動車株式会社

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (施設名・住所)	提供期間	車種	登録番号
1	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
2	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
3	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
4	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
5	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
6	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
7	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
8	月 日		自: 月 日 至: 月 日		

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	千葉トヨタ自動車株式会社
役職・氏名	
連絡先	

災害時の地域支援に関する協定

千葉市(以下「甲」という。)と千葉トヨペット株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、千葉市内において災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給をはじめ、包括的な地域支援の協力について必要な事項を定める。

(協力事項)

第2条 甲が乙に対して要請する協力事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外部給電可能な車両による電力供給に関する事
- (2) 自立式充電スタンドの使用に関する事(第1号で貸与された外部給電可能な車両以外も含む。)
- (3) 災害時の広報に関する事
- (4) 災害時の人的・物的支援に関する事
- (5) 災害時の物資運搬に関する事
- (6) 災害時の一時避難に関する事
- (7) その他甲及び乙が協議の上、必要と認めた事項に関する事

(外部給電可能な車両の貸与に係る協力の要請と協力内容)

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する第2条第1号に掲げる外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面(様式第1号)で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、市域外の販売店又は関係企業に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

(外部給電可能な車両の引渡し)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

(外部給電可能な車両の引き渡しに係る報告)

第5条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の貸与期間及び返却等)

第6条 外部給電可能な車両等の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

- 2 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却方法及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(第2条第1号に掲げる協力以外の協力の要請)

第7条 甲が乙に対し、第2条第1号に掲げる協力以外の協力を必要とする場合は、甲は、乙に対し、書面(様式第3号)により、要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

(費用負担)

第8条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、甲及び乙が協議の上、その負担にあたるものとする。

(補償)

第9条 本協定に基づく協力に際し発生した損害の補償については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 外部給電可能な車両の貸与期間中に発生した事故により、発生した損害については甲及び乙が協議の上、その補償にあたるものとする。
- (2) 本協定に基づき支援業務に従事した乙の社員又は関係者の責めに帰することができない事由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。
- (3) 本協定に基づき乙の管理する施設又は資機材に損害が発生したときは、甲及び乙は協議により対応を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙が対応を決定し、対応の内容を甲に報告するものとし、補償について甲及び乙は協議するものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次の各号のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、千葉市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告し、甲及び乙で対応を協議する。
- (4) 転貸を原則禁止とする。但し、甲乙協議の上での転貸はこの限りではない。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を、事前に定めた書面(様式第4号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第12条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

(平常時の活動)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する情報の交換
- (2) 乙の甲が実施する防災訓練等の参加
- (3) 外部給電可能な車両及び自立式充電スタンドの台数に関する乙による情報提供
- (4) その他災害時に協力が必要な事項

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年1月14日

甲:千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市
市長

乙:千葉市美浜区稲毛海岸4丁目5番1号

千葉トヨペット株式会社
代表取締役社長

外部給電可能な車両の提供協力要請書

千葉トヨペット株式会社 様

千葉市

「災害時の地域支援に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 搬送場所及び車両等の情報

	搬送場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	千葉市担当者 (連絡先・職氏名)
1		自: 月 日 至: 月 日		
2		自: 月 日 至: 月 日		
3		自: 月 日 至: 月 日		
4		自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両等の貸与協力受書

千葉市 様

千葉トヨペット株式会社

「災害時の地域支援に関する協定」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第5条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両等の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (施設名・住所)	提供期間	車種	登録番号
1	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
2	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
3	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
4	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
5	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
6	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
7	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
8	月 日		自: 月 日 至: 月 日		

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	千葉トヨペット株式会社
役職・氏名	
連絡先	

協力要請書

千葉トヨペット株式会社 様

千葉市

「災害時の地域支援に関する協定」第7条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容等

要請日時	年 月 日 時 分
要請内容	
協力要請数 (人的・物的)	
要請期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特記事項	

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

ガス災害防止対策の業務に関する協定書

千葉市長，千葉市警察部長，東京ガス株式会社千葉導管ネットワークセンター所長，千葉ガス株式会社取締役社長，大多喜ガス株式会社取締役社長，社団法人千葉県LPガス協会千葉支部長，東京電力株式会社千葉営業所長，東京電力株式会社習志野営業所長及び千葉市消防長は，千葉市内におけるガス災害防止対策に関し，次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この協定は，千葉市内における都市ガス及び液化石油ガスに起因する災害を未然に防止するとともに，災害が発生した場合にはこれを早期に鎮圧し，被害を軽減させるための防災活動の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災，爆発及び漏えい等の事故をいう。
- (2) 指定対象物 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象

(4) その他必要と認められるもの

第3章 災害予防活動

(災害予防広報)

第4条 ガス関係機関は、関係法令に基づく広報活動のほか、その他の災害予防のために必要な広報活動を積極的に行うものとし、その他の協定機関は、これに協力するものとする。

(教育及び訓練)

第5条 協定機関は、それぞれの職員に対して災害予防上必要な教育及び訓練を相互に協力して行うものとする。

(合同訓練)

第6条 協定機関は、相互に協議のうえ対象物における災害を想定した合同訓練を定期的に行うものとする。

(共同点検)

第7条 協定機関は、それぞれの関係法令に基づいて各対象物の立入検査又は定期点検を行うにあたって必要があると認めた場合は、事前に実施計画を提示し、協力して立入検査又は定期点検を行うことができるものとする。

葉市消防局が設置した現場本部において、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 付近住民に対する広報活動
 - (2) 火災警戒区域の設定等
 - (3) 住民の避難誘導等
 - (4) ガスの緊急供給停止措置及び復旧
 - (5) 電気の緊急供給停止措置及び復旧
 - (6) ガスの排出
 - (7) 屋内進入方法
 - (8) その他必要な事項
- (広報活動)

第12条 出動した協定機関は、現場における協議結果に基づき、災害発生場所付近の住民に対して火気使用禁止等の必要な広報活動を行うものとする。

(火災警戒区域の設定等)

第13条 千葉市消防局は、災害発生場所付近の住民に対する危険防止のため火災警戒区域を設定し、警察機関は、これに協力するものとする。

2 警察機関は、火災警戒区域内への一般車両及び歩行者の通行等の規制を行うものとする。

3 消防隊が第1項ただし書の措置を行うに当たって必要とする資器材は、ガス事業者においてこれを準備し、事前に千葉市消防局に管理を委託するものとする。

(電気の緊急供給停止措置)

第15条 電気事業者は、当該区域に係る電気の供給停止等について現場本部の指示のもとに必要な措置を講ずるものとする。

第5章 復旧

(復旧)

第16条 前2条に基づく措置に係る復旧のために必要な作業は、現場における協議に基づき、需要家の安全を確認のうえ、ガス事業者及び電気事業者の責任において行うものとする。

第6章 連絡会議

(連絡会議)

第17条 協定機関は、防災活動上必要な情報を交換するほか、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じ連絡会議を開催するものとする。

(1) 災害予防活動に関すること。

第6条, 第7条, 第8条及び第14条に係る第3条第1号, 第3号及び第4号の規定の適用については, 協定機関で別途協議して指定するものとする。

3 この協定の締結を証するため本書9通を作成し, 記名押印のうえ, 各自その1通を保有するものとする。

4 この協定の締結に伴い, 昭和62年4月1日締結した「ガス災害防止対策の業務に関する協定書」は, 廃止する。

平成8年4月1日

別 表

ガス災害防止対策の業務に関する協定機関

- 1 千葉市役所
- 2 千葉市警察部
 - (1) 千葉県千葉中央警察署
 - (2) 千葉県千葉東警察署
 - (3) 千葉県千葉西警察署
 - (4) 千葉県千葉南警察署
 - (5) 千葉県千葉北警察署
- 3 東京ガス株式会社千葉導管ネットワークセンター
- 4 千葉ガス株式会社
- 5 大多喜ガス株式会社
- 6 社団法人千葉県LPガス協会千葉支部

災害時における千葉市内郵便局，千葉市間の協力に関する覚書

千葉中央郵便局長（以下「甲」という。）と千葉市長（以下「乙」という。）は，千葉市内に発生した地震その他による災害時において，相互の友愛精神に基づき，必要な対応を円滑に遂行するため，次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において，「災害」とは，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は，千葉市内に災害が発生し，次の事項について必要が生じた場合は，相互に協力を要請することができる。ただし，千葉市内各区の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは，千葉市各区長及び当該区

(5) 甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置

(6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

(協力の実施)

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては千葉中央郵便局総務課長、乙においては千葉市市民局市民部防災対策課長とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年 2月24日